

平成30年10月31日

各在宅系サービス事業所 代表者 様

公益財団法人 東京都福祉保健財団

理事長 杉村 栄一

(印章省略)

「平成30年度第3回東京都介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修
(不特定多数の者対象・実地研修のみ)」の実施について (通知)

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日ごろより、当財団の事業運営に多大なる御理解と御協力を賜わり心より御礼申し上げます。

さて、当財団では東京都より委託を受け、標記研修事業を実施いたします。

今年度から、在宅系サービス施設・事業所に所属し、既に「医療的ケア」の基本研修（講義及び演習）を修了している方（実務者研修修了者等）も所要の要件を満たした場合、不特定多数の者対象研修の「実地研修」を自施設又は法人内他事業所、利用者の居宅等で実施することが可能となりました。

なお、今までどおり、在宅系サービス事業所所属の介護職員の方は、「基本研修（講義及び演習）」をご受講いただくことはできませんのでご了承ください。

不特定多数の者対象における実地研修の要点は以下のとおりとなります。

- ①研修の対象者は、主に介護福祉士養成課程（養成施設、実務者研修、福祉系高校等）において医療的ケア（講義及び演習）を修了し、「実地研修が未修了」の方が対象となります。
- ②実地研修の実施回数は、特定の者研修（連続2回以上）に比べ、格段と多くなり実施期間も長くなります。（行為によって10回以上又は20回以上）
- ③特定の者対象研修と異なり、指導看護師による「指導・評価（評価票作成を含む）」の際には「評価票作成に対する謝金」の支払はありません。
- ④特定の者研修における指導看護師は、新たに不特定多数の者対象の「指導看護師研修」を修了する必要があります。

不特定多数の者対象の「実地研修」は、特定の者対象の実地研修とは、異なる点が多くありますので、必ず「裏面」に掲載されている「実地研修を行うことができる基本的要件」を確認してください。

研修を希望する場合は、財団ホームページに掲載される「平成30年度第3回東京都介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（不特定多数の者対象・実地研修のみ）実施要項」（以下「実施要項」という。）に示す「受講申込の要件（実施要項6ページ以降）」を満たすことを必ず御確認の上、申込手続きをしていただきますようお願い申し上げます。

事業所様によっては、本通知文が重複して届いている場合がありますが、ご容赦ください。

なお、本研修についてのお問合せは、下記担当まで御連絡いただきますようお願いいたします。

※ホームページへの掲載は、11月1日（木）頃を予定しております。

（財団ホームページURL：<http://www.fukushizaidan.jp/index.htm>）

(問合せ先)

公益財団法人東京都福祉保健財団人材養成部 福祉人材養成室（たんの吸引担当）担当者：東條、加藤
住所：〒163-0718 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル 19階N
電話：03-3344-8629 FAX：03-3344-8593

重 要

**在宅系サービス施設・事業所（訪問介護事業所、通所介護事業所等）において
「不特定多数の者対象研修」の实地研修を行うことができる基本的要件**

必要となる主な要件	内 容	必要事項
①基本研修（講義及び演習）を既に修了した介護職員等が在職していること。	介護福祉士養成課程（養成施設、実務者研修、福祉系高校等）において既に「医療的ケア」の講義（50時間）及び演習を修了し、实地研修が未修了な介護職員等が在職し、所定の期間内に实地研修を修了する必要があります。	実務者研修修了証明書等のコピーを提出する必要があります。
②实地研修協力者（ご利用者）が確保できること。	<p>实地研修を実施する際に、下記の当該ケアの実施に必要な利用者を一定以上確保することが必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔内の喀痰吸引（通常手順） 10回以上 ・鼻腔内の喀痰吸引（通常手順） 20回以上 ・気管カニューレ内部の喀痰吸引（通常手順） 20回以上 ・胃ろう又は腸ろうにおける経管栄養 20回以上 ・経鼻経管栄養 20回以上 <p>また、实地研修の実施に協力・同意が可能であり、本人又は家族による「同意書」の署名・提出が必ず必要となります。</p>	实地研修修了後、評価票等の提出時に实地研修協力者全員分の「同意書兼誓約書」のコピーを提出する必要があります。
③实地研修指導看護師の確保ができること。	<p>实地研修の指導・評価を行う指導看護師を1名以上確保・配置することが必要です。</p> <p>指導看護師は、「基本研修免除実施要項」に定める所定の「指導看護師研修」を受講・修了している必要があります。</p> <p><u>「特定の者（第3号）研修」の指導看護師は、本研修の指導看護師には該当しないため、新たに研修を受講・修了する必要があります。</u></p>	所定の「指導看護師研修」を修了していることを示す「修了証」等のコピーを提出する必要があります。
④实地研修場所を確保できること。	<p>实地研修は、介護職員等の所属する自施設又は同法人内他事業所で行うことが原則ですが、利用者の居宅等においても实地研修を行うことが可能となります。</p> <p>施設・事業所所属の看護師又は連携する訪問看護事業所の訪問看護師が、居宅等において实地研修の指導・評価を行うこととなります。</p> <p><u>なお、指導看護師による「指導・評価（評価票作成を含む）」の際には「評価票作成に対する謝金」の支払はありません。</u></p> <p><u>また、「都受入先施設」において实地研修を行うことはできません。</u></p>	別法人の訪問看護事業所と連携を取って实地研修を行う場合、両事業所間で「承諾書」を作成し、提出する必要があります。
⑤期間内に实地研修を修了することができること。	<p>实地研修は、指定された「实地研修期間（約3か月間）」で所定の回数を実施し、必要な条件を満たす必要があります。</p> <p>やむを得ない特段の理由がある場合、延長申請書を提出し、東京都の承認が得られた場合に限り、实地研修期間を延長（開始日から概ね6か月以内）することができます。</p>	必要に応じて「延長申請書」の提出が必要となります。

【实地研修のみの受講・実施を希望される場合】

○「実施要項」及び受講申込書様式等につきましては、下記財団ホームページからダウンロードをお願いいたします。なお、インターネット環境が整備されていない場合は、担当までご連絡ください。

○ホームページへの掲載は、11月1日（木）頃を予定しております。

（財団ホームページURL：<http://www.fukushizaidan.jp/index.htm>）

【研修申込締切日： 平成30年11月20日（火）必着＜郵送又は持参＞】